

定款

日本ビジネスシステムズ株式会社

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、日本ビジネスシステムズ株式会社と称し、英文では Japan Business Systems, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピュータ及びネットワークシステム機器の輸出入、販売、リース及びレンタル業務
- (2) コンピュータ及びネットワークシステムの設計、施工、保守、コンサルティング及び技術支援業務
- (3) ソフトウェアの開発、輸出入、販売、リース、レンタル及び保守業務
- (4) コンピュータ及びネットワークシステムに関する研修の企画及び実施
- (5) コンピュータ及びネットワークシステムの技術者及びインストラクターの派遣業務
- (6) コンピュータシステムに関する情報提供サービス及び情報処理サービス業務
- (7) 電気通信工事業務
- (8) 電気通信サービス業務
- (9) 通信販売業務
- (10) 有価証券の保有、投資業務
- (11) 不動産の売買、斡旋、賃貸借、管理業務
- (12) 人材派遣業務
- (13) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業
- (14) 傷害保険代理店業
- (15) 各種イベントの企画、運営
- (16) 古物の売買
- (17) 飲食店及び各種店舗の企画、開発・工事、運営、経営等
- (18) 前各号に関する一切の付帯業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億9346万5600株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱、手数料及び株主の権利行使に関する取扱については、法令又は本定款の他、取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる

定款

株主とする。

2. 前項の他、必要がある場合、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(株主総会の招集権者)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議に基づき取締役社長が招集する。

2. 取締役社長に事故がある場合、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

(株主総会の議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が議長となる。

2. 取締役社長に事故がある場合、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事については、その経過の要領、結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は3名以上とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定するほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

2. 取締役社長に事故がある場合、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。

(取締役会の議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が議長となる。

2. 取締役社長に事故がある場合、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意がある場合、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役会の決議事項の提案について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事については、その経過の要領、結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名して、法令の定めるところにより備え置く。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。

(取締役の責任限定契約)

第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下この項において同じ。）との間に、同法第423条第1項の責任について、取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の選任)

第31条 当社の監査役は3名以上とし、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、取締役会の決議をもって、法令の限度において免除することができる。

(監査役の責任限定契約)

第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任について、監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の責任について、会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当基準日)

第45条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 当社の剰余金の配当については、配当財産が金銭である場合、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

以上